道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第3条

(燃料の規格)

第3条 保安基準第1条の2の規定による燃料は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた 右欄に掲げる基準を満たすものとする。

燃料の種類	基準
ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.001%以下
	ベンゼンが容量比1%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比7%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比3%以下
	酸素分が質量比 1.3%以下
	灯油の混入率が容量比4%以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5 mg 以下
軽油	硫黄が質量比 0.001%以下
	セタン指数が 45 以上
	90%留出温度が 360℃以下
	次のイ又はロの要件を満たすものであること。
	イ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下
	ロ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%超5%以下であり、かつ、次に掲げ
	る要件をいずれも満たすこと。
	(1) メタノールが質量比 0.01%以下
	(2) 酸価が 0.13 以下
	(3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比 0.003%以下
	(4) 酸価の増加量が 0.12 以下
	トリグリセリドが質量比 0.01%以下

備考

- 1 「鉛が検出されないこと」とは、日本工業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 2 「メタノールが検出されないこと」とは、メタノールの混入率を容量比で測定でき、かつ、メタノールの混入率の定量下限が容量比 0.5%以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 3 「酸素分」とは、日本工業規格 K2536 号の2、日本工業規格 K2536 号の4又は日本工業規格 K2536 号の6に定める方法により測定した場合における数値とする。
- 4 「セタン指数」とは、日本工業規格 K2280 で定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 5 「90%留出温度」とは、日本工業規格 K2254 に定める方法で測定した軽油の性状をいう。
- 6 「酸価」とは、軽油1gのうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムのmg数をいい、日本工業規格K2501号の電位差滴定法(酸価)により測定した数値とする。
- 7 「酸価の増加量」とは、軽油中の酸価の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法(平成 19年経済産業省告示第81号)により測定した数値とする。